

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）	
■日 時	平成23年1月7日(金) 午後3時30分～午後6時00分
■場 所	小田急仙台ビル4階 会議室2
■出席委員	江成委員 持田委員 境田委員 永幡委員 西田委員 平吹委員 溝田委員 山本委員 横山委員
■欠席委員	風間委員 武山委員 鶴見委員 宮原委員 安井委員
■事務局	小林環境局次長兼環境部長 高橋環境都市推進課長 川辺参事兼環境企画課長 石井環境対策課長 (環境都市推進課環境調整係)
■事業者1	(仮称) 仙台市富沢駅西土地地区画整理事業 事業者
■事業者2	新仙台火力発電所リプレース計画 事業者
■事業者3	都市計画道路川内旗立線整備事業 事業者
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会成立報告
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認 ・次第4 報告(2) 都市計画道路川内旗立線整備事業に係る事後調査報告書(第2回)(案)については内容に希少な動植物の生態に関する情報が含まれているので、審議、報告に先立ち公開・非公開についての審議もお願いする。
江成会長	<p>【次第3 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p style="text-align: right;">→ (各委員了承)</p> <p>事務局から、次第4報告(2)は非公開としたいと提案があった。非公開としてよろしいか。</p> <p style="text-align: right;">→ (各委員了承)</p> <p>《署名委員の確認》</p> <p>議事録署名 山本委員に依頼</p> <p style="text-align: right;">→ (山本委員了承)</p>

江成会長	<p>それでは審議に入る。</p> <p>「(仮称) 仙台市富沢駅西土地区画整理事業方法書」に関する第5回目の審議となる。本日は、前回審査会または前回終了後に指摘した事項などについて対応方針をお示しいただき、さらに答申案についてご議論いただきたい。</p> <p>それでは「(仮称) 仙台市富沢駅西土地区画整理事業方法書」の資料について、説明をお願いします。</p>
事務局（環境調整係長）	資料1-1について、事業者から説明する。
事業者1	(資料1-1について説明)
江成会長	それでは、ただいまのご説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いします。
持田副会長	資料1-1, 9ページ目の振動のところだが、単純に二つが重合できないとしたら、どうしたらいいのか。振動で複数の原因があったときには、一般的にはどうしているのか。
事業者1	予測手法が違っているということと、評価の観点が違っているということから、通常のやり方としては、各個別ごとに出している。そういう意味では単純に重合することは今の段階では不可能かと思っている。
持田副会長	それであれば、こうしますと言わなかったらできないのではないのか。検討しますというのはどういうことか。
事業者1	どういうやり方するかをご相談させていただきながら考えたいと思っている。
永幡委員	過去の仙台市の評価書を見る限りは、どちらかという少し高めに見積もり過ぎているらしいのある計算法で計算し、そのぐらいにしかならないから大丈夫ではないかという評価をしている。重合するときには騒音の場合は単純にレベルを全部やっているのもそのまま足せばいいが、振動の場合は統計的処理をしてL10ではかっているのも、そのまま足すわけに行かない。ただ、両方のレンジの大きいところを足せば、最悪それより大きくなることはあり得ないということで、そのように行っていることが多い。
山本委員	資料1-1, 15ページで、水田の持つ多様な機能に考慮して進める必要があるのではないかという指摘に対し、配慮しながら設計を進めるとなっている。これでは中身がわからないので内容を説明して欲しい。設計する場合に何にどういう配慮をするのか。
事業者1	例えば、水田の持つ涵養機能ということであれば、調整池をコンクリートの三面張りにしないで、自然の地形にするなどして、その涵養機能を持つようにするなど、配慮をしていきたいと思っている。ただ、最終的には仙台市が管理する施設となるので、管理する関係機関と十分協議をしながらどこま

江成会長 事業者 1	<p>でできるかというところを詰めたという意味でここに具体的なことを書いていない。</p> <p>調整池は仙台市が造るということになるのか。</p> <p>事業者側で造って引き渡し、将来管理するのが仙台市というのが今の考え方である。</p>
江成委員	<p>そうすると設計の段階で将来の管理者と事業者がやりとりしながら進めるという、そういうことになるのか。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>一般的に区画整理の場合だと、そういった仙台市の道路管理者や公園管理者と協議して区画整理事業者が造成をし、引き渡しを受けて仙台市が管理するのが一般的なやり方である。</p>
江成会長 事務局（環境調整係長）	<p>調整池はどこ部署が管理するのか。</p> <p>下水道部署である。</p>
溝田委員	<p>資料 1-1, 23 ページの 7) 1 であるが、エサ場が減少してしまうことを前提に調査をしてほしいという指摘事項に対する答えが答えになっていないのではないかという気がする。区画整理事業による猛禽類等の影響を見るというのは、これは別に猛禽類のエサ場を確認しなくても行うことで、前提にすることによってどのように調査の内容が変わるのかということをお願いしたい。</p>
事業者 1	<p>区画整理事業という面的な開発で、かなりのエサ場が消失するというところを踏まえた中で、この地域がどのような利用をされているかを広域的に、ここで言うと数点の定点調査を行うような形で考えており、そこで利用状況を把握するという調査を考えている。</p>
溝田委員	<p>おそらくこの質問事項は、21 ページの一番下のところの、第 2 回の審査会の対応の 3 番目、事業予定地に猛禽類が繁殖していないから影響はないという結果は尚早ではないかというのを受け、繁殖期以外、繁殖しなくてもエサを食べるという行動もきちんと調べてほしいという流れで質問されたのではないかと思うが。</p>
事業者 1	<p>基本的に営巣期を含んだ 1.5 年行うという考え方としている。そういう意味で調査期間は考えている。</p> <p>その中の定点調査の中で、休む場所なども確認できるような調査手法なので、それで把握できると考えている。</p>
平吹委員	<p>先ほどの 15 ページの指摘に関係するが、その 1 番目で、「植物、森林等の環境保全機能・水田を配慮項目に選定する」とのことだが、221 ページのマトリックスの中ではどの部分に入るのか。存在による影響か。</p>
事業者 1	<p>前回の資料 1-2 に記載していたが、存在による影響と考えている。</p>

平吹委員	<p>となると、改変後の地形ということか。</p> <p>資料に書いてあるとおり、多面的な生態系サービスを評価すること自体が難しいことは私も重々承知している。しかし、先ほどからご指摘があるように、調整池あるいは水路を無計画につくるのではなくて、やはり水田・水辺の代替機能を持たせた設計・工事にしていただきたいと思う。この点を見通して対応いただきたい。</p>
境田委員	<p>6ページの3)のところであるが、南東風に対して北西側で策川付近で予測地点を追加できないかという問いに対し、予測地点は今後検討するものとしますと書いてある。その後、その予測地点は設定できそうか。</p>
事業者1	<p>前回の資料の9ページの方に示しているが、北西の方向の住宅地に⑨という場所があり、こちらを予測地点に追加して行うということで検討していた。</p>
江成会長	<p>それでは、続いて答申案について審議をしたいと思うので、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>(資料1-2について説明)</p>
江成会長	<p>それでは、今、説明いただいた方法書への答申案について、ご意見をいただきたい。</p> <p>ご欠席の委員の方から事前にご意見をいただいているということなので事務局から。</p>
事務局	<p>(追加配布資料-1 配布)</p>
平吹委員	<p>資料配付中の時間を使って伺いたい。</p> <p>横山委員にもご意見をいただきたいが、11番、昆虫についての指摘で、昆虫の場合は同定が難しかったりするので、こうした指摘がなされたと思うが、植物・動物についてはこうした措置を実行いただけることが前提であるので、あえて植物という文言を加えなくともよいか。</p>
溝田委員	<p>恐らく普通のアセスメントでは昆虫に関しては標本を何年かとおこななければいけないというのがあると思うので、書かなくても大丈夫かもしれない。</p>
横山委員	<p>植物の方は調査会社のほうである程度の期間保管するはずである。同定が難しい場合もあるし、例えば正確でない場合もある。そこは必ずしも書かなくて良いのではないか。</p>
平吹委員	<p>では、昆虫という文言を生物と書きかえていただいた方がよいのではないか。</p>
溝田委員	<p>アセス会社の方に伺いたいが、書かなくても恐らくやっているということではないのか。</p>

<p>事業者 1 事務局（環境調整係長）</p>	<p>同定できるものについては、全種を標本までにはしていない。ある程度難しそうなものについては標本として後で確認できるような形ではしている。</p> <p>今の平吹委員からの指摘について、同様に鶴見委員からも、「昆虫の調査において」のところを「植物、動物の調査においては」とした方が適切かと思うという趣旨のご意見をいただいている（追加配布資料-1 参照）。</p>
<p>西田委員</p>	<p>1点目は文章の表現についてであるが、全体事項の（1）の②で2行目で、「可能な限り検討すること。検討に当たっては、猛禽類の利用する環境の保全や代償措置にも配慮すること」と書いているが、その他の部分だと「検討を行うこと」、あるいは「何々すべきである」、「求めるべきである」と書いているのから比べると、ここは、求めるレベルが低い。ここには「可能な限り」は必要なのか。</p> <p>2点目は「検討にあたっては、猛禽類の利用する環境の保全」としているが、この環境の保全というのは、その土地区画整理事業における緑地の保全という意味での環境の保全なのかを明らかにして欲しい。この土地区画整理事業の中で猛禽類が利用する環境の保全が実際図られるものなのか。代償措置として区画整理事業のその他の地域に給餌場をつくるというのはあるかもしれないが、この区画整理事業の中での猛禽類の利用する環境の保全というのは何を意識しているのかというのを聞きしたい。</p> <p>それから、個別事項の（6）「水質その他（pH）」と言っているが、pHとコンクリートの打設による影響というのはどういうことなのか。</p>
<p>溝田委員</p>	<p>全体事項の（1）の文章の表現についてだが、「本事業の事業計画の具体化及び基本設計にあたって、以下について」と書いてあるが、（2）のように①、②と書いてある場合は以下についてで良いと思うが、（1）の場合、「以下のように対応するよう求めるべきである」という方がいいと思う。（2）の場合は文末が「構想」や、「結果」で終わっているが、（1）の場合はそれぞれ「検討すること」などと終わっているので、「以下のように」と変えた方がいい。</p>
<p>江成会長 事務局（環境調整係長）</p>	<p>それでは、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>まず、pHからご説明する。個別事項の（6）でなぜpHについてコンクリートの打設を事例に挙げているかであるが、コンクリートそのものがアルカリ性であり、コンクリートを打設するとpHが変化するため、それを事例に出している。</p>
<p>江成会長 事務局（環境調整係長）</p>	<p>全体事項の（1）のその「以下について」を「以下のように」というのは。それについては、そのように修正をしていきたい。</p>
<p>江成会長</p>	<p>それと、全体事項（1）②の猛禽類の利用する環境の保全について、可能な限り検討することの「可能な限り」については。</p>

事務局（環境調整係長）	<p>（１）②の「可能な限り検討すること」で「可能な限り」が必要かどうかについては、事業者側でも、この項目に関して検討すると言っているためこの表現にした。「可能な限り」については特に必要ではないと考えるので、削除したい。</p>
事務局（環境局次長）	<p>猛禽類の利用する環境の保全の意味合いについて説明する。</p>
江成会長	<p>猛禽類については、今後猛禽類のエサをとる範囲等も調査をするという回答があった。しかし、既に出された方法書は改訂版というものを出さない。そこで、審査会からの答申書として出してそれを担保しようということである。この表現で、事業者の方で調査するといった部分、また、調査をし影響の有無を確認した上で考える、検討すると言ったことが、理解できなければ表現は変更するが、そうでなければこのままにしたい。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>これまでの議論の経過もこの中には含まれているということである。先ほどのpHの問題も、もともとは存在による影響に入っていたが、そうではないだろうという指摘をいただき、それについては事業者の方も了解して議論は終わっているが、それを記録しているという意味合いがある。</p> <p>最後の昆虫の調査の件は、この文章をつくったときに昆虫というのを取り上げた理由というのが何かあったのか。</p>
江成会長	<p>資料１－１の２１ページが一番上の５番、動物の調査方法に昆虫の任意採集がなく、目視観察だけでは昆虫相を把握することはできないので、任意採集が必要である、後からも同定の確認ができるような体制をとりながら調査を実施すべきというご指摘を受けて、今回、昆虫について答申案に盛り込んだものである。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>鶴見委員からご指摘いただいたことや、平吹委員や横山委員からの植物や、そのほかの動物については当然ルールにのっとってやられるはずだというそういう前提で、昆虫の問題についてはここで議論がされたので、取り上げたというそういう意味でよいか。</p>
江成会長	<p>それでよい。今回、追加で鶴見委員からご意見いただいたり、平吹委員からもご意見をいただいているので、「植物、動物の調査においては」という修正が必要になってくるのかと思う。ただ、例えば鳥などは当然標本は難しいので、すべてではなく常識的な範囲でという形にはなるかと思う。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>それでは、ご指摘いただいた点について、まず、全体事項の（１）の文章の「以下について対応するよう求めるべきである」というところは、「以下のように対応するよう求めるべきである」と修正したい。</p> <p>つぎに、（１）の②の２行目の文章の「保全・創造の可能性について可能な限り検討すること」は「可能な限り」という言葉を削除することにする。</p> <p>それから、植物、動物及び生態系（１１）昆虫の調査については、ここは</p>

<p>持田副会長</p> <p>事務局（環境局次長）</p> <p>江成会長</p> <p>事務局（環境調整係長）</p> <p>安井委員</p> <p>江成会長</p> <p>平吹委員</p> <p>江成会長</p>	<p>「植物、動物の調査においては」と置きかえるということにしたい。</p> <p>（11）は、動物の中で昆虫が抜けていたというご指摘だったので、昆虫という言葉はやはり残さないといけないのではないかと。</p> <p>多分動物の調査に含まれるものだったが、方法書の記述では昆虫が抜けていた。だから、特に昆虫についてとか、そういう書き方はあるのかと思う。</p> <p>「昆虫についても必要に応じて標本の保存を行うなど」とするのではいかかか。</p> <p>では、このままの文章を生かし、「おいては」ではなくて、「おいても」にする。</p> <p>了解した。「植物、動物の調査においては、昆虫についても必要に応じて標本の保存を行うなど」とする。</p> <p>後段のところはどうなるのか。</p> <p>できれば博物館等へという話か。これは環境影響評価とはまた別の話になると思う。</p> <p>（1）①3行目にも「可能な限り」とあるが、最後に「努めること」とあるので、いらぬと思う。</p> <p>それでは、先ほど確認したように修正をしたいと思うが、最終的な文案については持田副会長と私とで確認をさせていただきたい。</p> <p>答申案に対して追加のご意見等があれば事務局に提出をお願いしたい。</p>
<p>事務局（環境調整係長）</p>	<p>（事務連絡）</p> <p>・答申案について意見がある場合は、1月13日（木）夕方5時までに事務局まで</p>
<p>江成会長</p> <p>事務局（環境調整係長）</p> <p>事業者2</p> <p>江成会長</p>	<p>【次第4 報告（1）】</p> <p>次第4 報告に入る。</p> <p>まずは「新仙台火力発電所リプレース計画に係る事後調査計画書（案）について」事務局から説明願う。</p> <p>新仙台火力発電所リプレース計画準備書については平成22年9月から3回の審議を経て答申をいただいたが、それに併せて、仙台市条例に基づく「事後調査計画書（案）」についても審査会のご意見を伺っていた。</p> <p>今回は前回の審査会のご意見を受けての方針と、そのご意見を受けて修正した「事後調査報告書（案）」を事業者から報告する。</p> <p>（資料2-1, 2-2について事業者2が説明）</p> <p>それでは、ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見があればお願いします。</p> <p>まず、私から伺うが、資料2-2, 2ページにも赤字の1週間というのがあるが、これは変更ではないのか。</p>

<p>事業者 2</p>	<p>前回は測定地点を松ヶ浜としており、卓越風向ではなく、出現頻度が少ないので1カ月間実施すると計画していたが、今回は、風下方向の方に測定地点を移したので、仙台市のマニュアルの基本的には1週間という内容に準じ、調査期間を1週間に変更した。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今の窒素酸化物の保全目標のところであるが、二酸化窒素の環境基準日平均値0.04~0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下と書いてある。しかし、たしか仙台市では0.04ppm以下を目標としているし、環境省も(環境基準では)ゾーンの指定になっているが、それ以下にすると書いていたと思うので、この「ゾーン内または」というのをとった方がよいのではないか。</p>
<p>事業者 2</p>	<p>基本的には0.04で管理する予定である。資料2-1の2ページ下から2番目にも記載しているが、事後調査の結果、測定値が0.04ppmを超過するなどの問題が生じた場合には、報告書の提出を待たずに市に報告し、必要な措置に講じるということで考えているので、その辺について内容を直すのは構わない。</p>
<p>平吹委員</p>	<p>資料2-1, 4ページで、前回「樹林帯についてもぜひ追加調査をお願いしたい」と文書でお伝えし、「生態系、草地の動植物を含めて調査を実施いただける」との回答をいただいた。しかし、資料2-2の事後調査計画書(案)にはその文言が盛り込まれていないように思う。これから盛り込んでいただけるのか。</p>
<p>事業者 2</p>	<p>資料2-2事後調査計画書(案)の8ページになるが、植物では植物相を現地調査により確認するとしており、草地のほかに樹林地も含めた対象事業区域全体の緑地部分の植物相を確認するというで考えている。動物も同じように対象事業実施区域とその周辺も含めて確認するというで考えている。</p>
<p>平吹委員</p>	<p>私の意識では、植物相調査というと「そこに生育する植物のリストづくり・評価」というイメージが強い。今回の計画書中には、実際に樹林地がどのような状況になるのか断面図が示されている。こうしたすばらしい緑地が創出されるのであれば、ぜひそれを記載して欲しいという意図がある。「植物相及び○○」と文言を入れていただけませんか。</p>
<p>事業者 2</p>	<p>植生の階層のようなということか。</p>
<p>平吹委員</p>	<p>そうだと思います。植生概況とか、生育状態でもよい。</p>
<p>事業者 2</p>	<p>生育状態ということで特に問題ないと思う。というのは、植えてから育つのは、10年、20年という先になってしまうので、生育状況という点ではそれを把握していく。</p>

西田委員	<p>先ほどのNO₂の環境基準について、保全目標としての0.04というのは市の計画に入っているという話であるが、ここでNO₂の環境基準は環境基本法に基づく告示に基づいて0.04～0.06またはそれ以下と書かれている。そこで、二酸化窒素の環境基準についての記述は間違っていない。ただ、保全目標としてはこの二酸化窒素の環境基準をもとにした保全目標として0.04を市の計画に基づいて設定するというふうには書けばわかる。仮に、ここに環境基準値が0.04と書くと、それは間違いになるので、ここは少し整理した方がよいと思う。</p>
事務局（環境局次長）	<p>実は仙台市だけではなく、宮城県の計画も同じく0.04となっている。今、西田委員がおっしゃったとおり、環境基準と書くとこのとおりだが、保全目標は0.04以下、より厳しくするという表現の工夫をしていただくのが適切だと思う。</p>
江成会長	<p>では、そのようによろしく願います。 それでは、この件については以上にしたいと思う。 今回提示していただいた事後調査計画書（案）に基づいていただくようよろしく願います。</p>
江成会長	<p>【次第4 報告（2）】 続いて、報告事項の2番目になる。 「都市計画道路川内旗立線整備事業に係る事後調査報告書（第2回）（案）について」は非公開とするので、委員・事務局・事業者以外の退出をお願いする。</p>
《傍聴者等退出 以後非公開》	
事務局	<p>【次第5 事務連絡】 ・追加意見聴取（仮称）仙台市富沢駅西土地地区画整理事業方法書答申案についての追加意見 1月13日（木）夕方5時までに事務局まで ・次回審査会 2月上旬を予定。現在日程調整中</p>
事務局	<p>【次第6 その他】 特になし</p>
事務局	<p>【次第7 閉会】 《審査会終了》</p>

平成 年 月 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

印

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

印